

令和5年度
筑前町立学童保育所

- 中牟田小学校 すくすくクラブ
 - 三並小学校 みなみにここにこクラブ
- 入所のしおり



問い合わせ先

★入所決定や学童保育所全般に関して

筑前町役場 こども課 児童福祉係

〒838-0802 福岡県朝倉郡筑前町久光951-1 TEL：0946-24-8767

★クラブ運営に関して

運営業務受託者：株式会社テノ.コーポレーション

〒812-0036 福岡県福岡市博多区上呉服町 10-10 TEL：092-263-3580

令和5年4月より、中牟田小学校すくすくクラブ 三並小学校みなみにここにこクラブは株式会社 テノ.コーポレーションが筑前町からの業務委託を受け、管理や事業運営を行います。

または 各学童保育所

小学校名	クラブ名	住所	連絡先
中牟田小	すくすくクラブ	筑前町砥上 2059 番地 中牟田小学校プール横	0946-42-3160
	すくすく第2クラブ	筑前町中牟田 145 番地 1 中牟田小学校体育館内	080-3481-4624
三並小	みなみにここにこクラブ	筑前町三並 1354 番地	080-3564-8918



目次

1. 放課後児童クラブ（学童保育所）の概要について

- 放課後児童クラブ（学童保育所）の概要と運営方針について P1
- 学童保育所の概要について P2

2. 入所申請に関わる手続きについて

- 入所申請に関わる手続きについて P3
- 各利用料金 P4
- 延長保育 P4
- 利用料金の減免 P4
- 利用料金納付方法 P5
- 入所決定後の各種変更手続き・退所について P6

3. 学童保育所での生活全般について

- 学童保育所のスケジュール・持ってくるものについて P7
- お弁当・おやつについて P8
- 登所とお迎えについて P9
- ご家庭との連絡について P10
- 健康管理・安全管理について P11
- スポーツ安全保険について P12



1. 放課後児童クラブ（学童保育所）の概要について

放課後児童クラブ（学童保育所）の概要と運営方針について

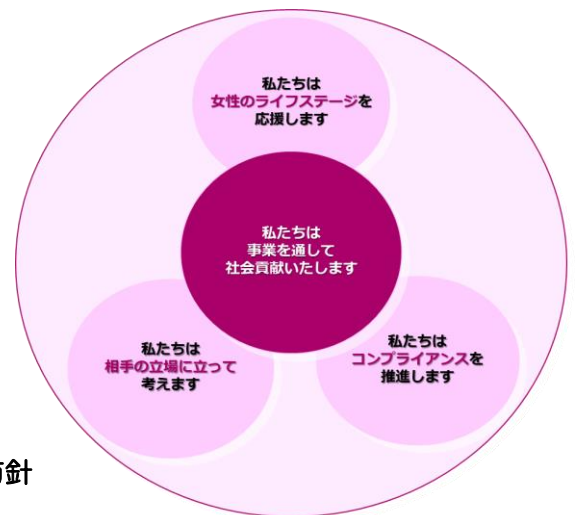
■放課後児童クラブ（学童保育所）とは

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」です。

放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担い、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めます。（厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」平成27年）より

■株式会社テノ.コーポレーションの企業理念

- 私たちは女性のライフステージを応援します
- 私たちは相手の立場に立って考えます
- 私たちはコンプライアンスを推進します
- 私たちは事業を通して社会貢献いたします



■株式会社テノ.コーポレーションの考える学童保育所の運営方針

- 自分で出来ることの範囲を広げながら、遊びの意欲を引き出します。
 - ・ 子どもたちが自分達で楽しく遊べるようサポートします。
 - ・ 子どもたちが創意工夫し、最後までやり遂げられるようサポートします。
 - ・ 命の大切さを理解できるサポートをします。
- 集団の中で生き生きと活動し、仲間を大切にできる心を育てます。
 - ・ 思いやりを大切にする心の育成をサポートします。
 - ・ 楽しさを分かち合えるようそのきっかけづくりをサポートします。
 - ・ 「ありがとう」「ごめんなさい」を言える雰囲気づくりをサポートします。
- 様々な体験を通して感動し、伸び伸びと表現できる環境をつくりまします。
 - ・ 子どもたちが感動を表現できるようサポートします。
 - ・ 考えたことを表現できるようサポートします。

株式会社テノ.コーポレーションは子どもたちにとっての居場所、第二の家庭として、豊かな遊びと生活の場を保障し、保護者の皆様の気持ちに寄り添った子育て支援に努めてまいります。

学童保育所の概要

○ 設置者 筑前町 ※担当窓口 筑前町役場 こども課 児童福祉係

○ 運営者 株式会社テノ.コーポレーション

●中牟田小学校すくすくクラブ ●三並小学校みなみにここクラブ は
令和5年4月から株式会社 テノ.コーポレーションが業務委託を受けて運営します。

○ 対象児童 放課後、家庭において適正な見守りができない児童。
各小学校に就学している1年生から6年生の児童。

○ 開所時間

区 分	開 所 時 間	延 長 時 間
平日	放課後 ～ 午後6時30分	実施なし
長期休み期間の平日	午前7時30分 ～ 午後6時30分	
学校休業日	午前7時30分 ～ 午後6時30分	
土曜日	午前7時30分 ～ 午後6時30分	

*学童保育所は学校の下校時間に合わせて開所します。(特別時制、急な時制変更を含む)

*利用者がいない場合は閉所となります。また、児童の退室状況等により、早く閉所となる場合があります。

*土曜日は、児童の出席状況に応じて支援員を配置し保育しています。

○ 閉 所 日 日曜日、祝日、8月13日～15日

年末年始(12月29日～翌年1月3日)

※学校が臨時休校の時は、学童保育所も閉所になります。

※学級閉鎖の時は、該当するクラスの児童は利用できません。

○ 保育期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間) (※年度ごとの申請が必要です)

○ 職 員 放課後児童支援員と補助員を筑前町の規定に基づいて配置します。



2. 入所申請に関わる手続きについて

入所申請書と入所要件に応じた添付書類を学童保育所に提出してください。

【申請書類配布場所】

年度当初	途中入所
<ul style="list-style-type: none">・ 町内保育所と幼稚園・ 所属の学童保育所・ こども課 ※町のホームページからもダウンロード可能です。	<ul style="list-style-type: none">・ 所属の学童保育所・ こども課 ※町のホームページからもダウンロード可能です。

【提出先】所属の学童保育所までご提出ください。筑前町こども課では受付をしておりません。

【入所の要件】詳細は「学童保育所 利用案内」をご確認ください。

◎入所までの流れ

①利用申込

必要書類をすべて揃えて書類をご提出ください。

※利用要件、必要書類は「筑前町学童保育所入所案内」をご確認ください。

※年度当初の申込期日は「筑前町学童保育所入所案内」をご確認ください。

※年度途中入所の方（5月以降入所）の受付は随時行っておりますが、入所の条件を満たし、空きがある場合のみ途中入所が可能です（保護者が育休中の場合は復帰月からの入所となります。復帰月の2か月前から申請が可能です）申請書類一式を揃えて申請してから承諾・保留の決定までに2週間ほどかかりますのでご了承ください。

②選考

※入所申込書や就労証明書などにより、筑前町が入所資格の審査をします。

※定員を超える申込があった場合は、筑前町の入所選考基準に基づき、優先度が高いと判断された児童から入所決定となります。

③承諾・保留通知発送

【4月1日より入所の方】業務受託者より申込の結果が発送されます。

【途中入所の方】筑前町こども課より申込の結果が発送されます。

④利用手続き

入所決定者に利用に関わる書類をお配りします。

⑤利用開始

書類の提出後、利用開始となります。

各利用料金

【通年】

	利用料	おやつ代	保険料
通常料金	月額 5,000 円	月額 2,000 円	年額 800 円
兄弟・姉妹減免（2 人目以降）	月額 3,000 円	月額 2,000 円	年額 800 円

※月途中の入・退所の場合でも日割りはありません。月額料金となります。

※1日も利用がなかった月でも、「学童保育所退所届」が未提出の場合は、保育料・おやつ代が発生します。

※土曜日ご利用の方のおやつ代は、月額おやつ代に含みます。別途徴収はありません。

【利用料金の補助制度】

下記の認定を受けている家庭については、保育料が減免対象となります。（おやつ代・保険料は除く）

減免を受けるには、「学童保育所保育料減免申請書」を所属の学童保育所に提出してください。

認定内容	支援の内容	適用後利用料
「市町村民税非課税世帯」に該当する場合	月額 2,000 円を減免	月額 3,000 円
「生活保護世帯」に該当する場合	月額 2,000 円を減免	月額 3,000 円

※年度ごとの申請となります。

【長期（夏休みのみ）】

定員に空きがある場合のみ、ご利用が可能です。

	利用料	おやつ代	保険料
通常料金	10,000 円	4,000 円	800 円
兄弟・姉妹減免（2 人目以降）	10,000 円	4,000 円	800 円

※兄弟・姉妹減免、世帯による減免の適用はありません。

※保育料・おやつ代・保険料の日割りもありません。

休所について

1ヶ月間（月初め～月末）休所を希望される場合は、学童に置いている「学童保育所休所届」を

前月末までに学童保育所に提出してください。提出期間中は下記料金の適用となります。

	利用料	おやつ代
通常料金	月額 2,500 円	発生なし
兄弟・姉妹減免（2 人目以降）	月額 2,500 円	発生なし

延長保育について

延長保育は原則行っていません。やむを得ず得ず間に合わない場合は対応いたします。

(1) 迎えが間に合わない場合は、学童保育所に 18:30 までに連絡をください。

(2) 延長 15 分につき 250 円の別途料金が発生します。

(3) きょうだい児の迎え遅れは、1 人ずつ算出します。

利用料金納付方法

◎口座振替になります。

[口座振替取扱金融機関・手数料・振替日]

金融機関	振替日
全ての金融機関に対応	毎月 20 日（前月分）※金融機関休業日の場合は翌営業日

〈新規入所の場合〉

4/1～入所	途中入所
初回の振替日は、5 月 20 日を予定しておりますが、（金融機関休業日の場合は翌営業日）手続きが完了するまでは払込票によるお支払いをお願いする場合があります。	<u>口座振替は、入所月のおおむね 2 ヶ月後から開始されます。</u> ※手続きが完了するまでは振込票でのお支払いをお願いします。

※新規児童には口座振込依頼書をお渡しします。新規児童の場合はお申し出ください。用紙は学童保育所で受け取り、必ず学童保育所にご提出ください。（銀行等へ提出されないように、ご注意ください。）

※きょうだい児の方が、新しく入所される場合は、改めて口座振替依頼書をご提出をお願いします。

令和 6 年度以降

〈継続入所の場合〉

4/1～入所	途中入所
初回の振替日は、5 月 20 日となります。（金融機関休業日の場合は翌営業日）	入所月の翌月 20 日より口座振替となります。（金融機関休業日の場合は翌営業日）

※引き続き口座振替となります。口座に変更がある場合はお申し出ください。

〈新規入所の場合〉

4/1～入所	途中入所
初回の振替日は、5 月 20 日を予定しておりますが、（金融機関休業日の場合は翌営業日）手続きが完了するまでは払込票によるお支払いをお願いする場合があります。	<u>口座振替は、入所月のおおむね 2 ヶ月後から開始されます。</u> ※手続きが完了するまでは振込票でのお支払いをお願いします。

●保育料の未納について

※継続申込者で過年度の保育料に未納がある場合、新年度の入所をお断りする場合があります。

※利用料が未納の場合は退所していただくことがありますので必ずお納めください。

※指定の口座から引き落としが出来なかった場合は郵送する払込票にてお支払いください。

入所決定後の各種変更手続き・退所について

★申請内容の変更について

以下の内容に変更があった場合は、必ず届出が必要です。

変更届は学童に準備しています。

変更内容	必要な手続き	申出先
転居した場合	変更届の提出	所属の学童保育所
氏名変更した場合	変更届の提出	
保護者変更があった場合	変更届の提出	
世帯員に変更があった場合	変更届の提出 結婚等で保護者が追加される場合は、その方の就業証明書等が必要となります。	
勤務先や勤務形態の変更があった場合	就業証明書の再提出	
連絡先（携帯番号）が変更した場合	変更届の提出	
登録のお迎えの方が変更になった場合	お迎え名簿の訂正	

【緊急連絡先について】

児童のケガ・体調不良等で緊急に連絡が必要になった場合は、就業先に連絡を入れることがあります。

緊急連絡先に変更があった場合はクラブへ申し出てください。

★退所について

○保護者の退職（求職しない場合）、出産後8週間経過（育休開始）などにより、お子様を家庭内保育出来るようになった時は、学童保育所を利用し続けることができません。

○退所を希望する場合は、「学童保育所退所届」を学童利用最終日の前日までに提出してください。

※遑っての退所は出来ません。

例) 5月末で退所希望の場合・・・5/30までに書類を提出してください。

※「学童保育所退所届」の提出がなければ、学童保育所への登所がなくても、保育料はかかりますのでご了承ください。

○年度末の入所期間の満了による退所の場合は、提出の必要はありません。



3. クラブでの生活全般について

学童保育所のスケジュール

●通常

放課後～			17:00～	18:30
宿題	おやつ	自由活動	お迎え待機	閉所

●土曜日・学校休業日（夏休み等）

8:00～	10:00～	12:00～	13:00～	15:00～	15:30～	17:00～	18:30
学習タイム	自由活動	昼食	五色百人一首	おやつ	自由活動	お迎え待機	閉所
読書タイム			室内活動				

※児童が健全な生活習慣を身につけられるよう宿題の時間を設けるなどの工夫をしますが、各家庭でも適切な支援をお願いします。

※毎日宿題を行うように声掛けは行いますが、必ずさせることはしていません。また宿題を終わらせていたとしても内容については保護者が確認をお願いします。

持ってくるもの

	使用時期	持ってくるもの	備考
1	毎日	連絡帳	※ 登所初日にお渡しします。毎日必ず持たせてください。
2	毎日	ハンカチ	毎日ご持参ください。
3	毎日	水筒	ジュース不可。夏場は多めにご持参ください。
4	毎日	学習道具	長期休暇時には、宿題もしくはドリルや学習帳など学習できるものをご持参ください。
5	毎日	マスク	感染症対策等 小学校の方針に準じます。
6	毎日	帽子	外遊びの際、頭を守る役割で使用します。 学童用のものを置いておかれても構いません。
7	給食がない日	お弁当	給食の提供がありませんので、お弁当を持参ください。
8	お預かり	着替え	洋服、下着、靴下をお持ちください。

※ 個人の持ち物には必ず名前の記入をお願いします。

下記はトラブルの原因となりますので、学童保育所には持参されないようお願いします。

- (1) ゲーム、おもちゃ、シール、カード類、メイク道具、ビー玉、ビービー弾など
- (2) トラブルやケガのもとになるような物。
- (3) 借り物、壊れやすい物、高価な物。
- (4) その他基本学校に持って来てはいけない物。

お弁当について・おやつについて



- クラブでの給食はありません。新1年生の入学当初（約1週間）・土曜日・長期休み・午前中授業の日など、給食のない日は、各自で昼食（弁当）の持参が必要となります。
- カップ麺・ジュース・コーヒー牛乳は持ってくる事が出来ません。
- 冷蔵庫・お湯・電子レンジは使用できません。
- 必ず水筒を持たせてください。（平日も水筒は必要です）
- お弁当を持参できない場合は、前もって買ったものでも構いません。保育時間中に買いに行くことはできませんので、現金は持たせないようお願いいたします。長期休暇中については、希望により配食弁当の案内を行う予定です（令和5年夏休み以降）。詳細は、実施日が近づきましたらお知らせします。

おやつについて



- アレルギー対応は健康調査票に記載している内容で考慮します。もし記載漏れがある場合には、学童支援員にお知らせください。また内容について、より詳しくお尋ねしたり、追加書類提出をお願いする場合があります。ご協力をお願いします。
- 欠席の場合は、保護者の受け取りであれば当日18：00まではお渡しいたします。なお、土曜日は平日の残りのお菓子を利用していますのでお渡しできません。また、兄弟迎え時もお渡ししますが下校中に食べないよう指導をお願いします。

登所とお迎えについて

○クラブへの登所・欠席連絡等について

- (1) 学校のある日・・・当日の欠席の場合は学童保育所へ必ず下校時間前に連絡をお願いします。
留守番電話・FAXは24時間対応しています。
※小学校を欠席、早退されている場合も連絡をお願いします。
(小学校から学童への連絡はありません)
- (2) 学校休校の日・・・開所時間(午前7時30分)前の受入れは出来ません。安全確保の為
午前7時30分から10時までの間に登所してください。
休む時や遅れてくる場合には朝10時までに連絡をお願いします。
- (3) 共通・・・・・・・・欠席する予定が事前にわかっている場合は、連絡帳・電話の
いずれかにて学童保育所へお知らせください。
欠席の連絡がないときはクラブより安否確認のため、緊急連絡先へお申し出の順に連絡します。

○クラブからの帰宅について(お迎えについて)

- ・クラブ玄関でお子さまをお引き渡します。
- ・児童のみでの降所は出来ません。小学校から学童保育所へ下校する場合を除き、児童の送迎は、必ず開所時間内(18時30分まで)に保護者の責任において行ってください。
- ・学童を利用していない4年生以上の兄弟は迎えが可能ですが、17時以降は必ず保護者の方がお迎えをお願いします。
- ・保護者以外の方がお迎えに来られる場合は事前に申出が必要です。
(別紙 学童保育所同一世帯外お迎え者名簿を提出してください)
保護者からの連絡がない場合には、児童をお渡しできませんので、保護者から確実に連絡をしてください。(事前に書類にて報告があっている場合は、都度の連絡は不要です)

○学童保育所からの外出について

- ・学童保育時間中の外出や自宅への最短経路による降所以外は、認めていません。
- ・学童に来たら、学校に忘れ物を取りに行くこともできません。

○習い事について

- ・決まった曜日の習い事や欠席、早帰り等は事前に「一週間スケジュール表」にてお知らせください。
変更がなければ、毎回休みの連絡をしなくても構いません。
学童から習い事に行く場合、児童だけでは帰すことが出来ません。大人の迎えが必要になります。
(習い事が学校敷地内であっても同様)

○送迎・駐車場について

- ・車のエンジンを必ず停止させてください。
- ・駐車場での事故等におけるトラブルについて一切責任は負いません。
- ・駐車方法は各学童のルールを守ってください。
すくすく バックでの駐車、歩行時は車の後方を通る。
みなみにこにこ 小学校の送迎のルールに従う。

ご家庭との連絡について



- 希望者には入所前に各クラブの支援員が事前説明を行いますので、食物アレルギー等をお持ちのお子さまは入所前に支援員に必ずお伝えください。障害のある児童についてもお預かりをしています。配慮する点など状況を詳しくお尋ねしますので、ご協力をお願いします。
- クラブからの取り組みや状況を「おたより」として定期的に配布します。
- 毎日連絡帳の確認をお願いします。

緊急時について

様々な事態（災害・事件・事故等）に備え緊急配信メールシステムや災害伝言ダイヤルを活用しています。
※基本的には、学校の措置に準じた取扱いになりますので、台風などで臨時休校となった場合は、クラブも閉所となり利用できません。夏休みなど学校休業期間は、筑前町と協議をして開所・閉所を決定します。

事 項	学校の措置	クラブの措置
台風の接近などの緊急時	一斉集団下校	町と協議し、決定。緊急配信メールにてお知らせします。
台風の接近などの緊急時	臨時休校	閉所（登所できません）
台風の接近などの緊急時	夏休みなど	町と協議し、決定。緊急配信メールにてお知らせします。
流行性感染症	学級、学年閉鎖	閉鎖の学級、学年に所属の児童は罹患の有無にかかわらず、「学級・学年閉鎖」が発表された日から解除されるまで登所できません。

（災害発生時の学童保育所の措置について）

①学童保育所で待機する場合

学童保育所施設で安全確保が保てると判断した場合、学童保育所内に待機します。

②学校に避難する場合

学童施設で安全確保が出来ない、または使用不能な場合、小学校施設への避難を依頼します。

※災害発生時などの対応について、緊急配信メールにてお知らせしますので必ず登録をお願いします。

地震などの大規模災害時には、災害伝言ダイヤルも活用します。

利用決定後に登録の案内をしますので、必ずご登録をお願いします。

- ・防災については、支援員全員が定期的に訓練を行い、日頃からどのような動きを取るか話し合い、消火器、火災報知器、非常口等の設置場所や使用方法を把握しておくようにしています。
- ・児童のけが等で保護者の方に連絡を取ることがあります。連絡先がわかるようにしておいてください。

健康管理



毎日健康で快適にお子さまが過ごせるよう、お子さまの健康管理には十分注意を払います。

○病気の場合は、登所をお断りする場合があります。

※37.5℃以上の熱がある場合は登所できません。

アレルギー、ぜんそく、その他の既往症、配慮すべき特性をお持ちのお子さまは必ず「学童保育健康調査票」に記入してお申し出ください。

○投薬について

支援員はお手伝いできません。薬を持参される児童は自己責任のもと管理を行えるようにして下さい。

○学校が定める出校停止の感染症にかかった場合には、クラブへもお知らせください。

医師の許可があるまで休ませてください。インフルエンザなど感染症で学級閉鎖・学年閉鎖となった場合、閉鎖対象となる学級・学年の児童はクラブへ登所できませんのでご了承ください。

○コロナウィルス対策について

・児童本人に限らず、ご家族に発熱(37.5℃以上)などの症状がある場合は登所をお控えください。

・児童およびご家族が感染または濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校及び学童保育所までお知らせください。

・感染者や濃厚接触者の個人情報を保護するため、学年、個人名等の情報をお知らせすることはできません。個人を特定するようやりとりは、くれぐれもされないようお願いいたします。

※新型コロナウイルス対応につきましては、状況が流動的ですので、情勢にあわせて対応致します。

安全管理



クラブでは、お子さまが安心して安全に過ごせるよう、万全の体制で取り組みます。

○保育中に、万が一お子さまがけがをした場合、支援員が必ず保護者に連絡を取り対応を確認します。

ただし、緊急を要する場合の治療については医師の判断に任せます。スポーツ安全保険の適用と手続きについては、支援員よりご連絡いたします。

○お子さまに病気の症状など体調の変化が見られた場合は、速やかにお迎えをお願いします。

○万一の場合に備えて利用者全員スポーツ安全保険（傷害・賠償責任保険）に加入します。

○保育時間外の事故等は責任を負いかねます。

○学童保育所設備、備品を故意に破損させた場合は弁償していただくことがあります。

【スポーツ安全保険について】

万一の事故等に備えて 利用者全員に以下の保険に加入していただきます。この手続きがないと学童保育所を利用できませんので、ご理解・ご協力をお願いします。詳細はリーフレットを配布しますので、ご確認をお願いします。

〈 保 険 〉 スポーツ安全保険（財団法人スポーツ安全協会）

申請手続きについては、株式会社テノ.コーポレーションで一括して行います。

その際、名簿提出が必要となりますので、利用者の氏名・性別・年齢の一覧をスポーツ安全協会に提出いたします。ご了承ください。

〈 掛 金 〉 1人当たり年額 800円（税込）

〈 概 要 〉 （補償内容は更新される場合があります、詳細は協会のHPを参照ください。）

保険金額の種類		加入区分 A1型
傷害保険	入院（1日につき）	4,000円
	通院（1日につき）	1,500円
	死亡	3,000万円
	後遺障害（最高）	4,500万円
賠償責任保険	支払限度額（免責金額なし）	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円
突然死葬祭費用保険	支払限度額	突然死（急性心不全・脳内出血など） 葬祭費用180万円

登録児童が学童保育所活動の施設内において、又はクラブ支援員のもとに施設外の活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合に保険金が支払われます。

外出先とその往復路、自宅への登降所最短経路外ではスポーツ安全保険は適用されません。

※保険適用については、その場の状況等様々なケースが考えられますが適用されない場合があります。

◆補償対象となる事故の範囲

- ・学童保育所の管理下における活動中の事故
- ・学童保育所、また学童保育所が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※クラブから自宅へ直帰せず他の場所へ立ち寄る途中に発生ケガは対象外

◆入院・通院について 治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく上表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。